

ボートレース平和島キャッシュレス利用規約

(規約の趣旨)

第1条 ボートレース平和島キャッシュレス利用規約（以下「本規約」という。）は、府中市（以下「市」という。）が管理及び運営するキャッシュレスサービスについて規定するもので、会員は、本規約に従い取引をするものとします。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「会員」とは、本規約に基づき、キャッシュレスサービスの利用申込みを行い、市より入会を認められた個人のお客様のことをいいます。
- (2) 「キャッシュレスカード」（以下「カード」という。）とは、勝舟投票券（以下「舟券」という。）の購入、舟券の払戻金及び返還金の交付、入場料の支払い並びに会員特典を受けることができるカードのことをいいます。
- (3) 「キャッシュレス投票」とは、会員が市から貸与されたカードを利用して、舟券の購入並びに、払戻金及び返還金の交付を受けることをいいます。
- (4) 「チャージ」とは、カードに舟券の購入に充てる予定の金額（以下「舟券購入予定資金」という。）を加算することをいいます。
- (5) 「カード発行者」とは、カード発行事業者である市のことをいいます。
- (6) 「精算機」とは、ボートレース平和島場内に設置した端末で、会員がカードを利用して、次に掲げることができるものをいいます。
 - ア 電子マネーのチャージ
 - イ カードに登録された情報の閲覧
 - ウ 電子マネーの残高の現金化（以下「精算」という。）
- (7) 「投票機」とは、ボートレース平和島場内に設置した端末で、会員がカードを利用して、次に掲げることができるものをいいます。
 - ア キャッシュレス投票
 - イ カードに登録された情報の閲覧

(会員の条件)

第3条 会員は、本規約を確認し、これらを遵守することを同意した方とします。

2 次の各号のいずれかに該当する方は、カード会員になることはできません。

- (1) モーターボート競走法第11条又は第12条に規定する者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (3) モーターボート競走法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行の免除を受けることができない者
- (4) 法人（個人事業主を含む。）
- (5) 暴力団関係者その他反社会的勢力に属すると認められる者、又は暴力的要求行為その他違法行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- (6) 既に会員であって、二重に会員資格を得ようとする者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、カード発行者が会員として不相当であると判断した者及び競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者
(会員申込み、カード発行及び管理)

第4条 会員申込み、カード発行及び管理は、次の各号のとおりとします。

- (1) 会員申込み希望者は、本規約を遵守することに同意した上、「ボートレース平和島キャッシュレス会員申込書」(以下「会員申込書」という。)に必要事項を記載し、本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)を提示するものとします。
- (2) カード発行者は、前項の書類を受領し、審査を経て入会を認めた場合、カード発行者の所定の方法により、カードに申込者が設定した暗証番号を登録し、貸与するものとします。
- (3) カード発行者がカードを発行する場合には、当初の利用可能残高は0円とします。
- (4) 貸与している間、会員は、自己の責任においてカード及び暗証番号を管理するものとし、カードの盗難、暗証番号を他人に知られたこと等により生じた一切の損害において責任を負うものとします。
- (5) カードの所有権は、カード発行者に帰属し、会員はカードを他人に貸与・譲渡、又は質入れ等の担保に供することはできません。万一これに反した場合、会員は、その行為に起因し生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- (6) カードの有効期限は、カード発行者が別途定めるものとします。
(チャージ)

第5条 会員は、舟券購入予定資金を、精算機により、カードにチャージを行うものとします。

- 2 精算機による1回のチャージ金額の最低額は100円、上限額はカード発行者が別に定めるものとします。
- 3 チャージの完了及びチャージ後の舟券購入予定資金残高については、会員は、チャージの操作を行った精算機にてチャージ完了後に発行されるレシートを確認するものとし、直ちに特段の申し出をしない限り、チャージの完了及びチャージ後の舟券購入残高に誤りがないことを確認したものとみなされるものとします。
(チャージができない場合)

第6条 会員は、次の各号の場合には、カードにチャージすることができません。

- (1) カードの破損等(第20条に定義する)が生じているとき。
 - (2) 精算機の稼働時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、精算機の故障、その他やむを得ない事由があるとき。
 - (4) 会員が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (5) 第24条により会員資格を喪失したとき。
- 2 前項により会員がチャージすることができないことにより、会員に損害等が生じた場

合であっても、カード発行者はその責任を負わないものとします。

(カードの利用と精算及び時効)

第7条 カードの利用は、次の各号のとおりとします。

- (1) 会員は、利用日当日、精算機により、本人名義のカードにチャージを行うものとします。
- (2) 会員が、舟券購入のため投票を行う時は、投票機を利用し、本人名義のカードに係る購入限度額（第9条に定義する）の範囲内で、舟券を購入するものとします。
- (3) 会員は、精算を行うときは、舟券購入予定資金から直前までの舟券購入金額の合計額を減じた額に、購入した舟券に係る直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加えた額の範囲内で、精算機により精算するものとします。ただし、第24条により会員資格を喪失している場合、これを実施することはできません。
- (4) カード残高は民法の規定により、カードを最後に利用した日より10年で消滅時効となります。

(カードが利用できない場合)

第8条 会員は、次の各号の場合には、カードを利用することができません。

- (1) カードが偽造若しくは変造され、又は不正に作られたとき。
- (2) カードが違法に取得されたものであるとき、又は違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、又は違法に保有されるに至ったものであるとき。
- (3) 会員が本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (4) 会員のカード利用状況に照らし、利用者として不相当とカード発行者が判断したとき。
- (5) 第24条により会員資格を喪失したとき。
- (6) カードの破損等（第20条に定義する）、精算機及び投票機の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
- (7) システムメンテナンスその他システムの理由等により、カード発行者が一時的にカードの利用を停止するとき。
- (8) 投票機を利用する場合において、カードの残高が投票の単位の額に満たないとき。

2 前項に基づき、会員がカードを利用できないことにより、会員に損害等が生じた場合であっても、カード発行者はその責任を負わないものとします。

(購入限度額)

第9条 会員の舟券購入限度額は、次の各号のとおりとします。

- (1) 利用日当日の第1回目の購入限度額は、利用日前日までの会員のカードにチャージされた舟券購入予定資金から前日までの舟券購入金額及び精算額の合計額を減じた額に、前日までに購入された舟券に係る払戻金、返還金及び第1回目の購入直前までに会員のカードにチャージされた舟券購入予定資金を加えた額とします。
- (2) 利用日当日の第2回目の購入限度額は、前号の購入限度額から第2回目の購入直前

までに生じた以下の項目を加算・減算して得られる額とし、その後も同様とする。①第1回目の舟券購入金額を減算、②カードにチャージされた舟券購入予定資金を加算、③第1回目に購入した舟券に係る確定した払戻金及び返還金を加算、④精算金額を減算。

(投票の単位)

第10条 投票金額は、100円単位とし、購入限度額以内で投票できるものとします。

2 舟券の種類は、単勝式、複勝式、二連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式、三連勝単式及び三連勝複式の7種類とします。(平和島劇場では単勝式、複勝式の発売はいたしません。)

(投票の成立、舟券の受領及び払戻金等の受領・保管)

第11条 投票の成立及び舟券の受領については、次の各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) キャッシュレス投票は、投票機の投票確認画面において、カードのカード番号と暗証番号が合致し、かつ所定の条件を満たした投票が開催本場の施行者の管理する集計装置に合算された時に成立するものとします。なお、成立した投票は、解除又は変更することはできません。
- (2) 前項の投票成立後、会員に対して投票内容がレシートにより発行されるものとし、会員が購入した舟券のほか、払戻金及び返還金についても、カード発行者が会員に代わって受領し、無利息で保管します。

(ポイントの取得)

第12条 会員は、次の各号に掲げる場合にカードを利用したときは、ポイントを取得することができます。

- (1) 舟券を購入した場合(その舟券の投票が無効となった場合を除く。)
- (2) 前号のほか、カード発行者が指定するサービスを利用した場合

2 ポイントの取得比率は、別に定めるところによります。

(ポイントの交換)

第13条 会員は、カード発行者所定の方法により、取得したポイントの特典と交換することができます。

2 前項の規定による交換の比率、期間その他の条件は、別に定めるところによります。

(特典)

第14条 会員は、カード発行者が指定する場所において、特典を受けることができます。

2 前項に規定する場所での引渡しに困難であると認める場合は、特典を会員の住所に送付することがあります。この場合において、その特典がカード発行者に返還されたときは、会員は、その特典を受け取る権利を失います。

(ポイントの取消等)

第15条 カード発行者は、会員がこの規定に違反した場合は、事前に会員に通知又は催告することなく次の各号に掲げる措置を講じることができます。

(1) ポイントの全部又は一部の取り消し

(2) ポイントの取得又は利用の停止

(ポイントの有効期限)

第16条 ポイントの有効期限は、その取得の日から1年後の月末とします。

(ポイントの失効)

第17条 会員資格を喪失した場合は、直ちにポイントに関する一切の権利を失います。

(ポイントの制限事項)

第18条 会員は、次の各号に該当する行為を行うことができません。

(1) 他の会員又は第三者へのポイントの譲渡

(2) 他の会員が所有するポイントとの合算

(3) 第三者によるポイントの特典との交換

(4) 第三者によるポイント特典の受領

(5) ポイントの特典との交換の取り消し

(6) ポイントの返還の請求

(会員の遵守事項)

第19条 会員は、カードの利用に際し、次の各号の行為をすることができないものとします。

(1) 違法、不正又は公序良俗に反する目的でカードを利用すること。

(2) 営利の目的でカードを利用すること。

(3) 第三者にカードを貸与し、もしくは使わせること。

(4) カードに係るソフトウェア、ハードウェア、その他システムについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製を行い、又は係る行為に協力すること。

(5) カードが偽造若しくは変造され、又は不正に作られたものであるとき、又はその疑いがあるときにこれらを利用すること。

2 カード発行者において会員につき前項各号に該当するおそれがあると認めるときは、カード発行者は、会員に対して事前に通知又は催告することなく、本規約に基づくサービス（以下「本サービス」という。）を直ちに停止又は解約し、カードの返却を求めることができるものとします。また、これらの場合、当該カードの残高は返還しないものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

(カードの破損等)

第20条 会員は、カードを破損しないよう注意するものとします。破損、電磁的影響その他の事由により、カードが使用不能（一時的な使用不能を含む。）となった場合（本規約において「カードの破損等」という。）カード発行者はその責任を負わないものとします。

2 前項の場合において、カード発行者は、カードの破損等の理由により会員が新たなカードの貸与を希望した際、カード発行者が認めた場合に限り、当該破損等したカードと引き換えに、新たなカードを貸与します。

- 3 前項の場合において、新たなカードが貸与された場合、カード発行者が所定の方法により確認できたカード内残高（電子マネー及びポイント）は、新たなカードに引き継がれるものとします。
- 4 会員は、第2項によりカード発行者が会員にカードを貸与する場合、カードの図柄又は機能について、従前のカードと異なる場合があることについて予め了承するものとします。

（カードの紛失及び盗難）

第21条 会員がカード紛失若しくは盗難により、カードの残高又は特典の全部若しくは一部の保有を失った場合、カード発行者はその責任を負わないものとします。

（カードの再発行）

第22条 カードの紛失、盗難若しくはカードの破損等によりカードが使用できなくなり、当該会員よりカード再発行の申し出があった場合、カード発行者は以下の各号にしたがって再発行するものとします。

- (1) 会員は、本規約を遵守することに同意した上、ポートルース平和島キャッシュレスカード再発行申込書（以下「再発行申込書」という。）に必要事項を記載し、本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）の提示とともに再発行申込書を提出するものとします。
- (2) カード発行者は、前項の書類を受領し、審査を経て再発行を認めた場合、カード発行者の所定の方法により、カードに申込者が設定した暗証番号を登録し、貸与するものとします。
- (3) 会員は、再発行カードを貸与される時、再発行費として1,000円（ただし、本規約設定時において定める額）を支払うものとします。

（カードの解約）

第23条 会員が、本カードを解約するときは、ポートルース平和島キャッシュレス会員解約届（以下「解約届」という。）に必要事項を記載し、本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）の提示とともに、カードをカード発行者へ返却することにより、解約が成立します。

（カード発行者による本サービスの解約）

第24条 カード発行者は、会員が以下の各号のいずれかに該当したときは、会員に対して事前に通知又は催告することなく、本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 会員申込書又は提出した書類に記載された事項が事実でないことが判明したとき。
- (2) モーターボート競走法違反に該当する行為があったとき。
- (3) 第3条第2項の各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 1年間キャッシュレス投票が行われなかったとき。
- (6) 支払うべき年会費の支払いが行われなかったとき。
- (7) 会員のカード利用状況等に照らして、会員として不適当とカード発行者が判断した

とき。

(8) その他本規約に違反したとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、本サービスが解約された場合、会員は事後、カードを利用することはできません。また、会員は直ちにカードをカード発行者に返却しなければなりません。

(カード発行者による本サービスの終了)

第25条 カード発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、任意の時期に本サービスを終了することができます。

- 2 前項の場合、カード発行者は、ポートレース平和島場内での掲示、ホームページへの掲示その他所定の方法により、本サービスを終了させる旨、周知の措置を取るものとします。

(責任と免責)

第26条 カードを利用することができなかったことにより会員が生じた損害等について、カード発行者に故意又は重過失がない限り、カード発行者はその責任を負わないものとします。

- 2 カード発行者は、会員以外の第三者によるカードの使用の結果会員が不利益（舟券購入又は精算によるカード残高の減少を含むがこれらに限らない。）を被った場合であっても、当該会員に対し何らの責任も負わないものとします。ただし、当該会員以外の第三者によるカードの利用が、カード発行者の責めに帰すべき事由による暗証番号の漏洩に起因するときはこの限りではありません。

(損害賠償等)

第27条 会員は、本規約の定めに違反した利用又は通常の利用にしがわかない機器の利用により、機器の故障、損壊等が生じた場合、これによってカード発行者（又は当該機器の所有者）が被った損害を賠償しなければなりません。

(規約の変更)

第28条 カード発行者が本サービス、カードの取扱いについて、本規約を変更する場合、会員の承諾なく変更を行うことができます。なお、規約の変更を行った場合、カード発行者は、速やかにポートレース平和島場内での掲示、ホームページへの掲示その他カード発行者所定の方法により、周知の措置をとるものとし、会員は当該変更を承諾したものとみなされるものとします。

(みなし到達)

第29条 会員は、会員申込書又は提出した書類に記載された事項等に変更があった場合は、その旨を直ちに書面によってカード発行者に届け出るものとします。

- 2 前項の届出を怠ったため、カード発行者から会員になされた通知又は書類等が延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、会員はこのみなし到達措置に対し、理由の如何を問わず一切の異議の申し立てはできません。

(個人情報の保護及び管理)

第30条 会員等は、カード発行者が必要な保護措置を行ったうえで、次の各号に掲げる会員等の個人情報をこの規約に基づき取り扱うことに同意します。

- (1) 本人特定事項及び暗証番号
- (2) 前号のほか、入会手続き、更新手続き又は解約手続きに際して会員等が提出した書類に記載された事項
(個人情報の利用目的)

第31条 カード発行者は、会員等の個人情報を次の各号に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲で利用します。

- (1) カードの発行
- (2) 更新手続きのための書類の送付
- (3) 各種サービスの提供
- (4) 各種サービス、特典、キャンペーンその他の事項の案内
- (5) アンケート調査の実施及びアンケート調査協力に対する謝礼の贈呈
- (6) 懸賞の抽選、懸賞当選の通知及び商品の発送
- (7) 会員等からの問い合わせ、要望その他の事項への回答又は対応
- (8) 個人情報の取り扱いに関する会員等の同意を得るための書類若しくは電子メールの送付又は電話連絡
- (9) その他会員等からの同意を得た範囲における理由

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード発行者は、個人情報を取り扱うことができます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
(個人情報の開示、訂正及び削除)

第32条 会員等は、カード発行者所定の方法により、カード発行者に対して、カード発行者が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。カード発行者が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合は、カード発行者は、速やかに訂正又は削除に応じます。

(委託先への提供)

第33条 カード発行者は次の各号に掲げる業務を委託する場合は、個人情報をその委託する第三者に提供します。

- (1) 個人情報のデータの入力に関する業務

- (2) 各種案内若しくは書類の送付又は特典若しくは商品の発送に関する業務
- (3) 個人情報保存されている電子計算機の保守に関する業務
(保存期間)

第34条 カード発行者は、次の各号に掲げる方の個人情報をその各号に定める日から一年間保存します。

- (1) 入会を希望する方 入会を断った日
- (2) 会員 会員資格を喪失した日

2 カード発行者は、前項の期間が経過した場合は、個人情報の廃棄又は消去をします。但し、法令の規定に基づき保存しなければならない場合は、この限りではありません。
(異議の申し立て)

第35条 会員は、当該会員が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に限り、カード発行者に対して異議を申し立てることができるものとします。なお、60日を経過した場合には異議の申し立てはできません。
(利用者投票履歴の閲覧及び保管)

第36条 会員は、利用日当日の精算において、利用者投票履歴の閲覧をカード発行者に要求できるものとします。

2 カード発行者は、利用日当日の利用者投票履歴を競走の施行日から60日間保管するものとします。ただし、前条の規定による異議の申し立てに係る記録について、カード発行者は、必要な期間保管するものとします。

3 カード発行者は、会員本人からの申し出があり、カード発行者所定の手続きにより会員本人であることが確認できたときに限り、保管している60日間の利用者投票履歴を閲覧させることができるものとします。

(合意管轄裁判所)

第37条 本規約に関する準拠法は日本法とし、会員はサービスに関して、会員とカード発行者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。
(その他)

第38条 本規約第1条から第37条に記載のない事項で問題が生じた場合、カード発行者が決定権を有するものとします。

令和7年12月6日改定